



「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用した取引先の復興支援について

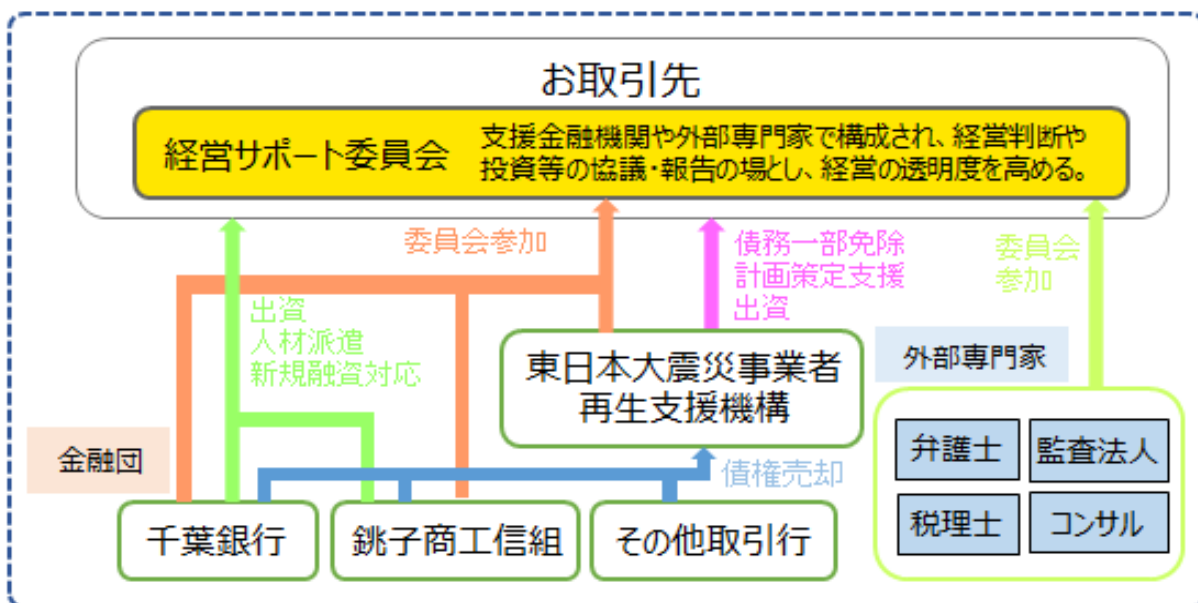
千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 7 月 15 日（金）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」）に対する債権譲渡を実施いたしましたので、お知らせします。

なお、本件は当行が主導して「震災支援機構」を活用し、県内企業の震災からの復興を支援した第 4 号案件となります。

【本案件の概要およびスキーム】

第 4 号案件の事業者概要	千葉県内の食品卸・加工業者。 東日本大震災による直接被害のほか、原発事故後に放射能汚染が懸念される事態となり、同社が地盤とする地域の商品取扱量が減少したことにより、資金繰りが悪化。
支援の概要	当行は他の取引金融機関と連携して「震災支援機構」に対し被災前債権を譲渡し、「震災支援機構」は買い取った当該債権の元金の一部を債務免除するとともに、残債務について返済を一定期間猶予し利息を減免する。これにより、東日本大震災以降、業績が低迷し経営に支障が生じている同社の財務内容の改善を図る。また、メイン行の当行は、準メイン行の銚子商工信用組合と共に事業運営に必要な新規資金を供給し、役員の派遣を行うほか、「震災支援機構」、準メイン行と共に優先株による出資も行い、同社の経営体制を強化する。

【東日本大震災事業者再生支援機構を活用した復興支援の枠組み】



以上